（その１）

収支報告書

平成26 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　きせいかい

1 政治団体の名称　樹政会

2 主たる事務所の所在地　新潟県上越市栄町2-1-13
（アパート・マンション名）

3 代表者の氏名　(姓) 風間　(名) 直樹

4 会計責任者の氏名　(姓) 水口　(名) 俊春

事務担当者の氏名　(姓) 吉川　(名) 千里
（電話）　025-520-5510
（電話）
（電話）
（電話）

新潟県選挙管理委員会 選 27.6.-1 受 平成 付 号 時

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) 風間　(名) 直樹

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) 風間　(名) 直樹
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	(姓)　(名)
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	(姓)　(名)
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

【エラーチェック済】

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	5,113,548
（前年からの繰越額）	353,539
（本年の収入額）	4,760,009
支　出　総　額	4,975,072
翌年への繰越額	138,476

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ア) 個人からの寄附	1,275,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	1,275,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	1,275,000	

【エラーチェック済】

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	風間直樹政治活動20周年記念パーティ開催事業.	3,465,000	2014/10/19　DUO　SEREZOにて開催
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	3,465,000	

【エラーチェック済】

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1	会費	20,000	12/28会費分として
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	1件10万円未満のもの	9	
	合　　計	20,009	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	羽尾　博隆	20,000	H26/1/31	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
2	羽尾　博隆	20,000	H26/2/28	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
3	羽尾　博隆	20,000	H26/3/31	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
4	羽尾　博隆	20,000	H26/4/30	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
5	羽尾　博隆	20,000	H26/5/30	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
6	羽尾　博隆	20,000	H26/6/30	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
7	羽尾　博隆	20,000	H26/7/31	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
8	羽尾　博隆	20,000	H26/8/29	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
9	羽尾　博隆	20,000	H26/9/30	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
10	羽尾　博隆	20,000	H26/10/31	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
11	羽尾　博隆	20,000	H26/11/28	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
12	羽尾　博隆	20,000	H26/12/30	新潟県上越市稲田3-6-13	(自営業)	
13	(小計)	240,000				
14	近藤　英明	10,000	H26/5/9	埼玉県さいたま市桜区西堀6-1-14-205.	(会社員)	
15	近藤　英明	5,000	H26/11/27	埼玉県さいたま市桜区西堀6-1-14-205.	(会社員)	
16	(小計)	15,000				
17	栗田　英明	340,000	H26/8/22	新潟県上越市高士町2-16-3	(団体職員)	
18	栗田　英明	340,000	H26/9/24	新潟県上越市高士町2-16-3	(団体職員)	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
19	栗田　英明	340,000	H26/10/20	新潟県上越市高士町2-16-3	（団体職員）	
20	（小計）	1,020,000				
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
	その他の寄附					
	合　　計	1,275,000				

【エラーチェック済】

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	11,359		
(4) 事務所費	146,282		
小計	157,641	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	230,572		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,047,736	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,047,736		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	185,100		
(5) 寄附・交付金	2,354,023		
(6) その他の経費	0		
小計	4,817,431	0	
合計	4,975,072		

【エラーチェック済】

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	11,359				
	合計	11,359				

【エラーチェック済】

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	第四銀行ＩＢ手数料	1,050	H26/1/16	㈱第四銀行	新潟県新潟市中央区鐙1-1-17	
2	第四銀行ＩＢ手数料	1,050	H26/2/17	㈱第四銀行	新潟県新潟市中央区鐙1-1-17	
3	第四銀行ＩＢ手数料	1,050	H26/3/17	㈱第四銀行	新潟県新潟市中央区鐙1-1-17	
4	第四銀行ＩＢ手数料	1,050	H26/3/27	㈱第四銀行	新潟県新潟市中央区鐙1-1-17	
5	社用車保険料	10,620	H26/1/27	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
6	社用車保険料	10,620	H26/2/26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
7	社用車保険料	10,620	H26/3/26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
8	社用車保険料	10,620	H26/4/28	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
9	社用車保険料	11,400	H26/5/26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
10	社用車保険料	11,400	H26/6/26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
11	社用車保険料	11,400	H26/7/28	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
12	社用車保険料	11,400	H26/8/26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
13	社用車保険料	11,400	H26/9/26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
14	社用車保険料	11,400	H26/10/27	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
15	社用車保険料	11,400	H26/11/26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
16	社用車保険料	11,400	H26/12/26	東京海上日動火災保険㈱	東京都千代田区丸の内1-2-1	
17						
	その他の支出	8,402				
	合計	146,282				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	打合せ食事代	20,172	H26/1/26	㈱イトーヨーカ堂直江津店	新潟県上越市西本町3-8-8	
2	打合せ食事代	16,000	H26/2/10	㈲かたおか	新潟県上越市春日新田4-2-11	
3	打合せ食事代	22,000	H26/9/3	ここん亭	新潟県上越市西本町4-1-1	
4	打合せ食事代	40,000	H26/12/29	かくれ屋おと	新潟県上越市西本町4-8-18	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	4,000				
	合計	102,172				

【エラーチェック済】

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費 旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	乗車券代	18,560	H26/10/31	東日本旅客鉄道㈱	東京都渋谷区代々木2-2-2	
2	宿泊代	18,369	H26/11/14	㈱ホテルハイマート	新潟県上越市中央1-2-3	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出					
	合計	36,929				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	会食代	12,100	H26/12/24	中華香彩JASMINE	東京都渋谷区広尾5-22-3	
2	会食代	42,790	H26/12/26	CHEZ　INNO	東京都中央区京橋2-4-16	
3	会食代	23,640	H26/12/30	うなぎ和食冨喜寄	新潟県上越市木田新田2-3-28	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	12,941				
	合計	91,471				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費 パーティー事業費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	司会者代	20,000	H26/10/19	加藤　まり子	新潟県上越市稲谷1020	
2	チケット印刷代	300,240	H26/10/31	内藤印刷所㈱	大阪府大阪市淀川区十三元今里2-11-18	
3	会場使用料	1,666,437	H26/10/31	DUO　CEREZO	新潟県上越市西城町3-5-20	
4	写真現像代	14,159	H26/10/28	カメラの磯ヶ谷	新潟県上越市南本町2-1-5	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	46,900				
	合計	2,047,736				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費 研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
1	セミナー代	185,100	H26/10/31	(社団) マハリシ総合教育研究所	栃木県那須塩原市木綿畑２２６３−３	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	185,100				

【エラーチェック済】

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	寄附	100,000	H26/8/14	民主党新潟県参議院選挙区第３総支部	新潟県上越市栄町2-1-13	
2	寄附	340,000	H26/8/22	民主党新潟県参議院選挙区第３総支部	新潟県上越市栄町2-1-13	
3	寄附	234,023	H26/8/29	民主党新潟県参議院選挙区第３総支部	新潟県上越市栄町2-1-13	
4	寄附	340,000	H26/9/25	民主党新潟県参議院選挙区第３総支部	新潟県上越市栄町2-1-13	
5	寄附	340,000	H26/10/29	民主党新潟県参議院選挙区第３総支部	新潟県上越市栄町2-1-13	
6	寄附	1,000,000	H26/12/25	民主党新潟県参議院選挙区第３総支部	新潟県上越市栄町2-1-13	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	2,354,023				

(その17)

資　産　等　の　状　況

【エラーチェック済】

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☑	☐	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	エ　取得の価額が100万円を超える動産
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	自動車	1,958,000	H20/10/1	1台
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

【エラーチェック済】

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	風間直樹	24,645,598		
2	風間紀美子	4,110,000		
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成27年　5月　26日

政治団体の名称　樹政会

会計責任者の氏名　水口　　俊春　

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成 27 年 5 月 26 日

樹政会
代表　風間　直樹　殿

登録政治資金監査人



登録番号第 3733 号
研修終了年月日　平成 22 年 9 月 1 日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、樹政会の平成 26 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、樹政会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

樹政会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、樹政会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他従業者との間においても、同様である。

以上